

南房総市介護保険事業運営協議会の概要

本市では、南房総市附属機関設置条例に基づき、南房総市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。協議会は、被保険者代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者の参画を得て、介護保険事業の運営に関する重要事項について幅広く御意見をいただいております。

1 協議会の委員構成及び任期

- (1) 委員数 15人以内
- (2) 任期 3年間
- (3) 開催予定 年3～5回程度（平日）
- (4) 今期の委員構成 学識経験者（2人） 保健医療関係者（4人）
福祉関係者（4人） 介護保険関係者（2人）
被保険者代表（市民公募2人） 計14人

2 所掌事務

介護保険事業計画の策定及び変更に関すること
老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）の策定及び変更に関すること
地域密着型サービス事業者の指定等に関すること
介護保険事業の運営上必要な事項に関すること 等

3 協議会におけるこれまでの主な審議事項

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
地域包括支援センターの圏域・人員体制等について
介護予防・日常生活支援総合事業に関わるモデル事業の実施について 等

4 介護保険事業運営協議会と地域包括支援センター運営協議会の統合

（令和6年4月1日～）

高齢者施策と介護保険事業を効果的かつ効率的に推進することを目的として、「地域包括支援センター運営協議会」を介護保険事業運営協議会の分科会として設置することとなりました。名称は、「地域包括支援センター運営分科会（以下「分科会」という。）」としています。

分科会の委員構成及び任期

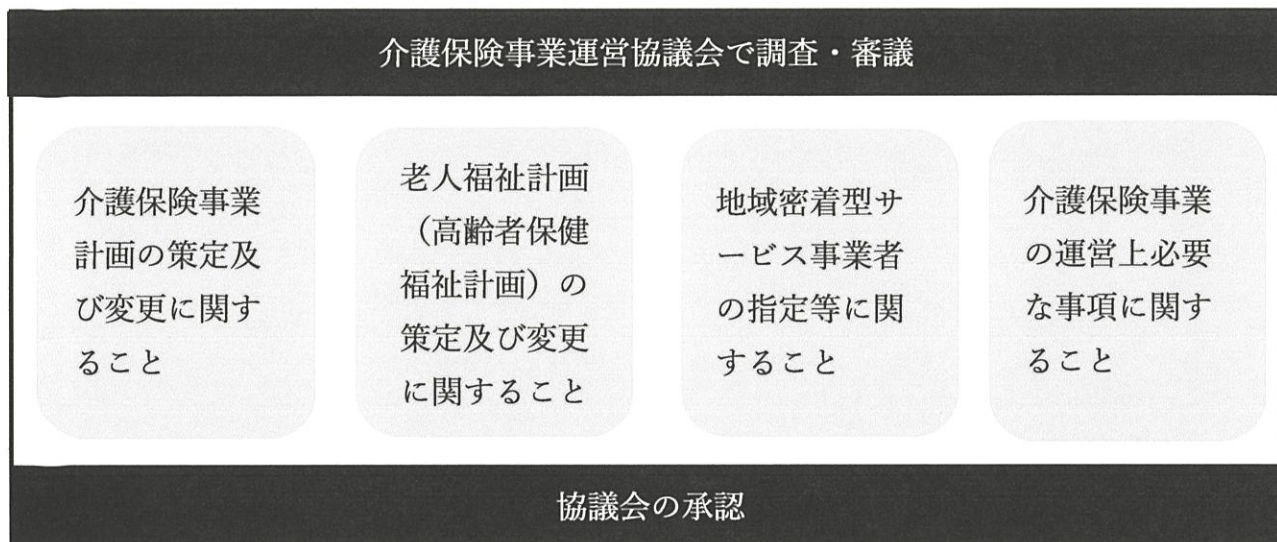
- (1) 委員数 7人以内
- (2) 委員構成 協議会委員のうちから市長が委嘱
- (3) 任 期 協議会の任期と同様(3年間)
- (4) 開催予定 介護保険事業運営協議会に引き続き開催予定

分科会の所掌事務

地域包括支援センターの設置等に関する承認に関すること
地域包括支援センターの運営に関すること
地域包括支援センターの職員の確保に関すること
地域包括支援センター運営分科会が必要と判断した事項 等

南房総市介護保険事業運営協議会 議題検討の枠組みについて

1 介護保険事業運営協議会で審議する事項



2 地域包括支援センター運営分科会で審議する事項

事務局から議案・報告案件を地域包括支援センター運営分科会に提出

